

## 五所川原市男女共同参画計画案についての意見募集結果について

市が実施しました「五所川原市男女共同参画計画案」策定にあたっての意見募集に対し、ご意見をいただき、誠に、ありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

### 記

#### 1 意見募集期間

平成24年5月15日から平成24年5月28日まで

#### 2 募集方法

市のホームページ (<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>) に案を掲載したほか、市企画課男女共同参画室（市役所4階）本庁舎・金木・市浦総合支所の行政資料スペースに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）の明記を条件としました。

#### 3 提出された意見

1人の方から延べ4件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
3件	0件	1件	0件	0件	4件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

(提出された意見の内容とそれに対する市の考え方)

No	提出された意見	市の考え方
1	「第1章計画の基本的な考え方」は「1. 計画の趣旨」から始まっています。前計画ではここで若干触れられていましたが、今回の内容では、この間の当市での取り組み、さらには県(及び国)の動きがわかりません。当市の理念を定める「宣言」も「条例」もなく、その行動計画の具体化を調整する「庁内連絡会議」も当市にはないようですが、①設置されている諮問機関である「推進委員会」との係りの掲載及び、②庁内の「計画検討会議」での策定経過の掲載は、必須と思います。■そこで、冒頭に追加として「計画の背景」もしくは「計画の経緯」を記して「1.」としてください。	「計画の背景」もしくは「計画の経緯」の追加はせず、「1. 計画の趣旨」及び「4. 推進体制」にご意見の内容を追加し、修正します。

No	提出された意見	市の考え方
2	No.4 との関連で、■①「計画体系図」の主要課題 13 を「雇用等の分野における男女共同参画の推進」としてご下さい。②同じく「推進のための取組」V-13-1 を「雇用の分野における男女共同参画の推進」としてご下さい。	No.4 に市の考え方を記述しておりますので参照してご下さい。
3	前計画「達成目標」の「委員の総数の 10 分の 3 未満とならない状態」が 82.3% しか達成できなかったとのこと。しかし、直接関与できる当市の各種審議会・委員会等での、この達成率について、個々の現状と成果目標達成値総括（その原因と理由に基づく）の記載もなく、今回も同じ目標値が設定されました。これでは真摯にやっという気概が感じられません。国は「審議会等委員に占める女性の割合を 2020 年までに 40% 以上 60% 以下」と定めています。■そこで、目指す方向の記載中「10 分の 3 未満」を「10 分の 4 未満」に引き上げてご下さい。	前計画では残念ながら、達成目標である各種審議会等で男女の一方が「委員総数の 10 分の 3 未満とならない状態」を達成することはできませんでした。現状で達成できないままさらに目標を高く掲げるより、まずは、当初の目標を達成することを目指して次期計画を策定し、その上で今後の推移を見ながら計画の見直しを重ねて参ります。
4	女性の社会進出が進み、本市の働く女性は年々増加しています。男女雇用機会均等法やパートタイム労働法が施行され、働く女性の環境整備へ向けては、事業者等への「積極的格差改善措置」導入が求められています。さらに国は、「仕事と生活の調和憲章・行動指針」を改定するとともに、「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定しました。「次世代育成支援対策推進法」に基づく当市での「行動計画」上の課題もあります。しかし職場環境は、そこでの意識も含めて「仕事と子育ての両立支援」とはなりきれていません。あいかわらず現実には賃金や雇用形態、昇進など様々な面で男女格差が見られます。よって男女がともに働きやすい職場環境づくりを、労働局や県と連携しての「仕事と生活の調和」を目指す男女共同参画推進として総合的に取り組むべきです。そこで■①主要課題 13 の表題を「雇用等の分野における男女共同参画の推進」としてご下さい。②同じく「推進のための取組」V-13-1 を「雇用の分野における男女共同参画の推進」としてご下さい。	ご意見の趣旨を踏まえ、主要課題 13 の表題を「雇用の分野における男女共同参画の推進」と修正します。なお、「推進のための取組」については、修正を行わず、主要課題 9 で、雇用等と関連のある「仕事と生活の調和」を取り上げておりますので、そちらでご意見の内容についての取組を進めて参ります。

担当	五所川原市財政部企画課男女共同参画室
電子メール	danjo@city.goshogawara.lg.jp
電話	0173-35-2111 内線2156
FAX	0173-35-3617